

須崎市水道事業業務継続計画 (地震編)

策 定 令和5年4月

須 崎 市

須崎市水道事業業務継続計画の新規策定・改定 記録一覧

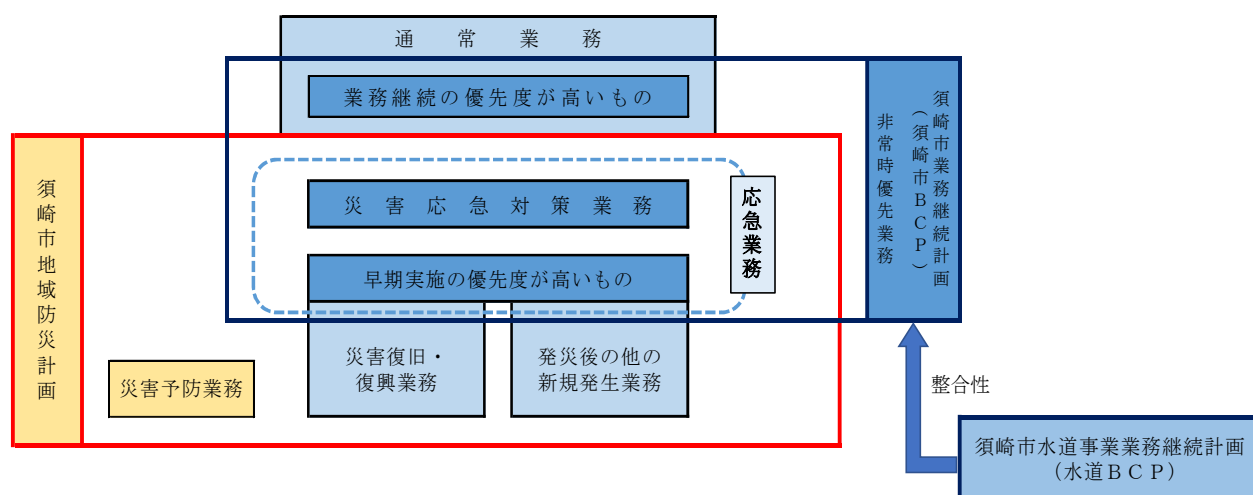
版数	策定・改定年月日	策定・改定の内容	承認者	担当部署
初版	令和 5 年 4 月 1 日	新規策定	須崎市長	水道課 (業務継続担当)
	令和 年 月 日			
	令和 年 月 日			
	令和 年 月 日			
	令和 年 月 日			

第1章 基本方針

1 計画策定の趣旨

須崎市では、「須崎市地域防災計画」で必ずしも明らかでなかった、災害時に行政である須崎市役所自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務(非常時優先業務)を特定するとともに、業務の執行体制や優先順位、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、地震等による大規模災害発生時にあっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画である須崎市業務継続計画(以下「須崎市BCP」という)を令和2年3月に策定している。

そこで、水道事業においても、震災によるリソースの制限をあらかじめ想定し、住民の生活や社会活動を支える重要なライフラインである水道の機能回復と災害対応を速やかに実施するため須崎市BCPの下位計画として「須崎市水道事業業務継続計画-地震編- (以下「水道BCP」という)」を策定する。



< 地域防災計画と業務継続計画の関係イメージ >

第 2 章 被害想定

1 災害設定

須崎市地域防災計画及び須崎市 BCP において、今後想定しなければならない地震は、過去に幾度となく被害を被った、南海トラフを震源とする地震であるとしている。

水道 BCP における災害設定についても、平成 25 年 3 月に中央防災会議が公表した「南海トラフ巨大地震の被害想定」、また、同年 5 月に高知県が公表した「南海トラフ巨大地震による被害想定〔高知県版〕」を踏まえ、最大クラスの地震・津波を念頭に置き、以下のとおり想定する。

- | | |
|--------|--|
| ○ 震 源 | 南海トラフ沿い 陸側ケース⑩ |
| ○ 規 模 | マグニチュード 9.0 （震度 6 弱～7） |
| ○ 発生時期 | 冬の深夜 |
| ○ 津 波 | 須崎市沿岸における最大津波高 25m
須崎市における陸域最高浸水深 20m（海岸・河川堤防なし。） |

2 被害想定

(1) 地域防災計画における被害想定

須崎市地域防災計画における須崎市全体の被害想定は以下のとおりである。

3 被害の想定

(1) 全般

ア 人的被害、物的(建物)被害は、「南海トラフ巨大地震による被害想定〔高知県版〕」に基づき、以下のとおり想定される。

イ 本想定的前提条件は、平成 25 年 3 月に中央防災会議が公表した南海トラフ巨大地震の被害想定(第二次報告)となっており、最新の科学的知見に基づく発生しうる最大クラスの地震・津波であるが、その発生頻度は、極めて低いものである。

ウ 本想定は、地震の規模、気象状況、事前対策等により、数値は、大幅に変化することが考えられる。

(2) 人的被害

ア 県全体の想定は、地震動は陸域ケース、津波はケース④、冬の深夜である。

イ 人的被害の合計は、ゆれと津波による死傷者数の合計とするが四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

ウ 被害想定

(単位：人)

		揺れ		火災		津波		斜面崩壊		合計	
	人口	死亡	負傷	死亡	負傷	死亡	負傷	死亡	負傷	死亡	負傷
須崎市	26,057	60	790	*	10	3,500	240	*	*	3,600	1,000
県全体	795,631	5,200	33,000	500	300	36,000	2,900	110	140	42,000	36,000

*：若干数

(3) 建物被害

ア 県全体の想定は、地震動陸域ケース、津波はケース④ 冬の 18 時である。

イ 被害想定

(単位：棟)

	建物棟数	揺れ	火災	津波	斜面崩壊	液状化	合計
須崎市	15,770	1,000	120	7,200	20	50	8,300
県全体	448,120	80,000	12,000	66,000	710	1,100	159,000

「須崎市地域防災計画(地震・津波災害対策編)令和 4 年 3 月改訂 p12～」より

(2) 断水期間の予測

水道施設の被害想定結果に基づき、断水期間を予測した。

断水期間は管路の応急復旧に大きく影響を受けるため、管路(送水管・配水管)を対象に応急復旧期間を求め、断水期間の予測とする。

< 地区別断水期間の予測 >

(累計復旧日数には初期準備期間として3日を加算する)

	被害箇所数 (箇所)	必要復旧班 (班)	復旧日数(日)			
			投入班数(4班/日)		投入班数(8班/日)	
			個別	累計	個別	累計
須 崎	301.2	170.8	42.7		21.4	
多ノ郷	390.6	213.4	53.4		26.8	
野 見	60.0	36.1	9.1		4.5	
安 和	27.6	14.3	3.6		1.9	
浦ノ内西	70.1	44.6	11.2		5.6	
浦ノ内東	36.8	23.1	5.8		3.0	
鳴 無	25.6	14.6	3.7		1.8	
吾 桑	136.4	70.2	17.6		8.8	
上 分	41.6	22.6	5.7		2.8	
久 通	1.2	0.6	0.2		0.1	
池ノ浦	3.6	1.8	0.5		0.3	
灰 方	3.2	1.6	0.4		0.2	
須崎市全域	1097.9	613.7	153.9	156.9	77.2	80.2

*投入班数根拠：4班/日(市内水道業者4社)

8班/日(市内水道業者4社+応援4班)

< 管路区分別断水期間の予測 >

(累計復旧日数には初期準備期間として3日を加算する)

	被害箇所数 (箇所)	必要復旧班 (班)	復旧日数(日)			
			投入班数(4班/日)		投入班数(8班/日)	
			個別	累計	個別	累計
送 水 管	25.6	19.1	4.9		2.5	
配 水 本 管	113.8	114.9	29.0		14.4	
重要給水拠点管路	29.8	15.0	3.8		2.0	
計	169.2	149.0	37.7		18.9	21.9
配 水 支 管	928.7	464.7	116.2		58.3	
管 路 全 体	1097.9	613.7	153.9	156.9	77.2	80.2

*投入班数根拠：4班/日(市内水道業者4社)

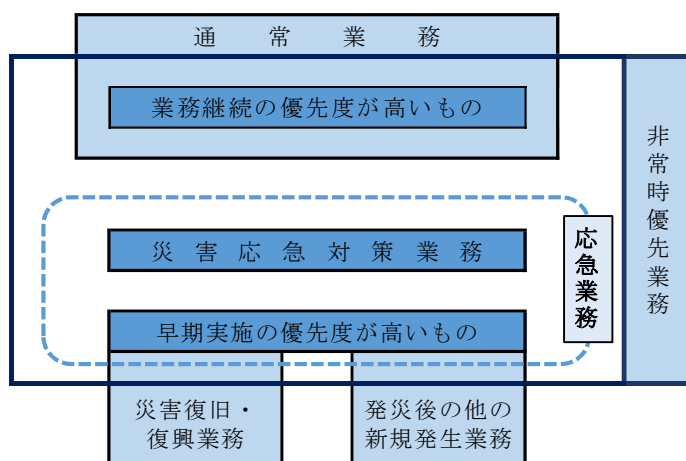
8班/日(市内水道業者4社+応援4班)

第3章 非常時対応の検討

1 非常時優先業務

災害により、通常業務と災害応急対策業務が中断や遅延が発生した場合において、市民の生命や生活、地域社会への影響について考慮し、非常時優先業務を選定した。

水道 BCP における非常時優先業務は、須崎市 BCP における応急部水道班の災害時優先業務とする。



< 非常時優先業務のイメージ >

< 非常時優先業務と業務体制表 >

応急業務	通常業務	業務内容	業務開始						主な担当者
			発生 30分 以内	30分 ～ 1時間	1時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日目	3日目 ～ 1週間	1週間 以降	
○		職員の動員、配備（全共通）	○						全職員
○		応急給水対策			○				総務係
○		水道施設の被害調査及び応急復旧				○			工務係
	○	水道料金等の調定及び収納						○	総務係
	○	予算の編成及び執行						○	総務係
	○	現金の出納及び管理					○		総務係
	○	資産の管理					○		総務係
	○	契約事務						○	総務係
	○	検針						○	総務係
	○	開閉栓					○		工務係
	○	取水、浄水及び送配水施設の管理及び保全					○		工務係
	○	資材の調達				○			工務係
	○	水道工事の設計及び施工						○	工務係
	○	水質検査						○	工務係
	○	漏水対策						○	工務係

2 災害対応拠点と動員・配備

災害発生時における対応拠点と動員・配備については以下のとおりとする。

< 水道対策拠点設置場所 >

項 目	設 置 場 所
水道課庁舎が機能している場合	水道課庁舎
水道課庁舎が被災した場合	須崎市総合保健福祉センター・須崎市役所本庁舎
代替施設が被災した場合	本部長(市長)の指定による

< 拠 点 >

事 項	説 明
拠点名	応急部水道班
応急部水道班の要員	応急部副部長 : 水道課長
	応急部水道班長 : 水道課長補佐・水道技術管理者
	班 員 : 水道課職員 * 要員については、p7 図<対応体制>参照
設置場所と連絡手段 (重要関係先からの連絡手段)	水道課庁舎 所在地：須崎市西町2丁目3番11号 電話：0889-42-1825 F A X : 0889-42-0430 電子メール：suidol@city.susaki.lg.jp
水道班内及びその近くに備える設備	電話：2回線 F A X : 1台 パソコン：13台 プリンター：6台 コピー機：1台 ホワイトボード：1台

< 動員・配備 >

配備区分	配 備 基 準	配備対象職員
1次配備 (警戒体制)	市域で震度『5弱』の地震が発生した場合 「高知県(津波予報区)」に『津波警報』が発表された場合 『南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)』が発表された場合 市長が特に必要と認めた場合	防災配備で示す 1次配備職員*
2次配備 (厳重警戒体制)	市域で震度『5強以上』の地震が発生した場合 「高知県(津波予報区)」に『大津波警報』が発表された場合 市長が特に必要と認めた場合	防災配備で示す 2次配備職員*

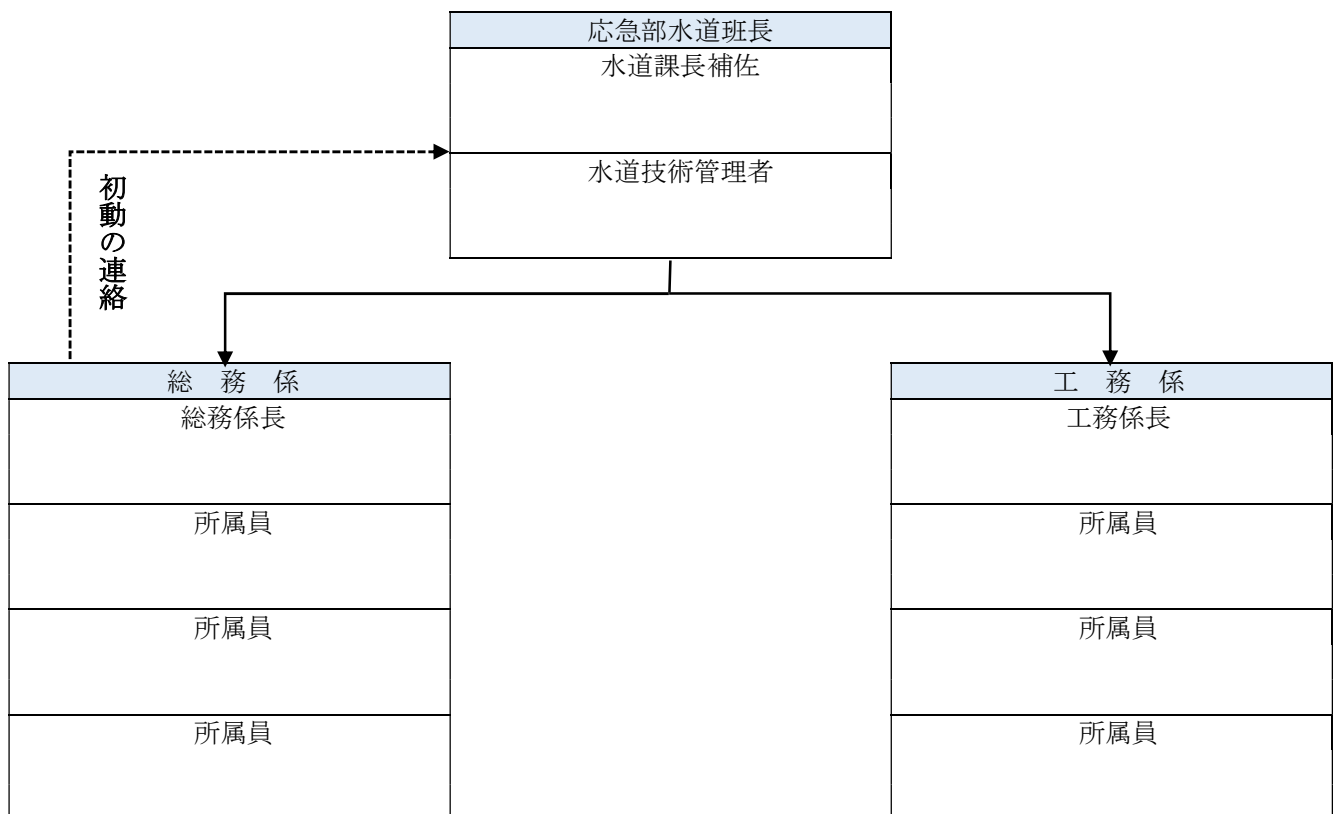
* 細部は防災配備を参照すること

3 応急部水道班の対応体制

応急部水道班の組織体系と主な担当業務を以下にとりまとめた。

< 応急部水道班組織体系 >		
	区 分	主な担当業務
応急部水道班	班 長	・水道班の実施統括 ・職務環境、各班との調整 ・応急部への報告
	総務係	・情報収集及び住民対策 ・関連行政部局との連絡及び協議 ・断水状況の把握 ・応急給水計画策定、応急給水の実施
	工務係	・調査計画及び調査の実施 ・被害状況把握 ・資機材の調達、運搬 ・設計及び積算 ・緊急措置 ・応急給水計画策定、応急給水の実施 ・応急復旧計画策定、応急復旧の実施 ・本復旧計画策定、本復旧の実施

各係員構成と連絡等の対応体制は以下のとおりである。

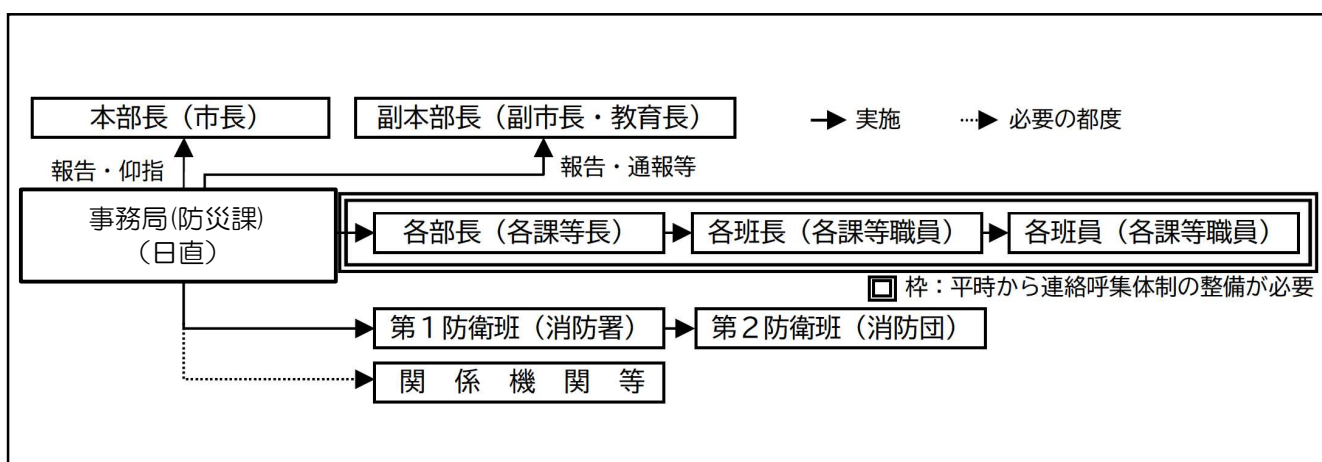


4 参集等連絡系統

応急部水道班における連絡系統は以下のとおりである。

< 参集等連絡系統 >

連絡確認の責任者	責任者：水道課長 代理者：水道課長補佐
連絡確認の担当	担当者：水道技術管理者
連絡確認の方法・手順	電話、メール、防災行政無線等、あらゆる連絡手段を活用するものとする。 < 市職員の参集等連絡系統図 > 参照

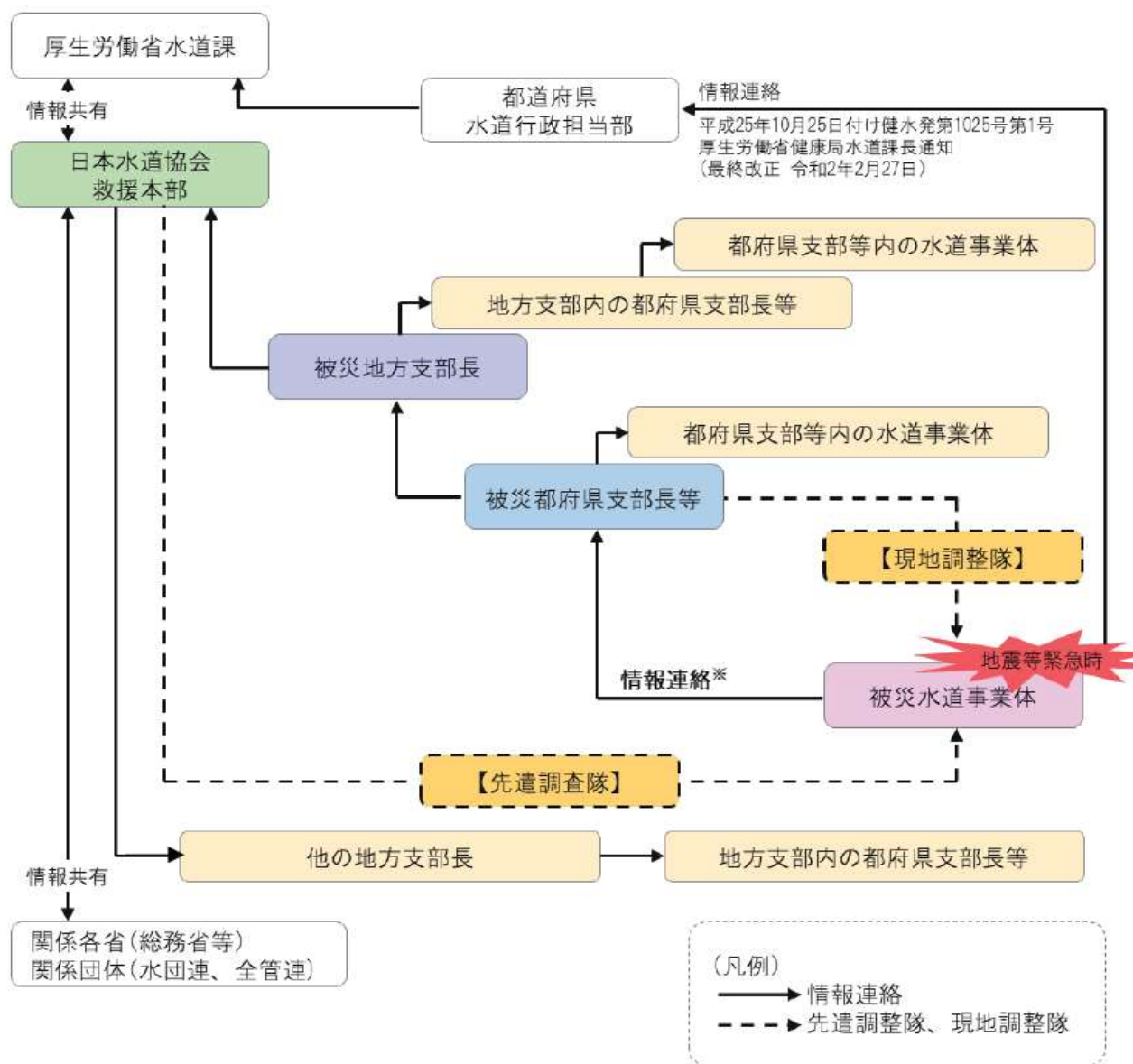


< 市職員の参集等連絡系統図（災害対策本部で対応する場合） >

「須崎市地域防災計画（地震・津波災害対策編）令和4年3月改訂 p48」より

5 災害発生直後の連絡先

災害発生時における情報連絡の流れを以下に示す。



＜ 地震等緊急時における情報連絡の流れ ＞

「地震等緊急時対応の手引き(令和2年4月改定)日本水道協会 p3」より

第4章 非常時対応計画

1 応急給水計画

応急給水計画では、目標とする応急給水量を設定し、目標となる応急給水量を確保できるような応急給水拠点や応急給水方法を設定する。

(1) 応急給水目標設定

応急給水量の目標とし、下表の用途に応じた水量を設定する。

＜ 応急給水量の目標 ＞

地震発生からの日数	目標水量	市民の水の運搬距離	主な給水方法	用途
第1段階 地震発生～3日まで	3 L/人・日	概ね1 km以内	拠点給水（応急給水施設）、 運搬給水（給水タンク車）	飲料等 （生命維持に最小限必要）
第2段階 ～10日	20 L/人・日	概ね250m 以内	配水本管付近の消火栓等に仮設給水栓	飲料、水洗トイレ、洗面等 （日周期の生活に最小限必要）
第3段階 ～21日	100 L/人・日	概ね100m 以内	配水支管付近の消火栓等に仮設給水栓	飲料、水洗トイレ、洗面、風呂、シャワー、炊事等 （数日周期の生活に最小限必要）
第4段階 ～28日	被災前給水量	概ね100m 以内	仮設管からの各戸給水、 共用栓	ほぼ通常の生活 （若干の制約はある）

「水道の耐震化計画策定指針の解説（平成20年10月）p37」（財団法人 水道技術研究センター）

(2) 応急給水の確保

応急給水の確保は、以下の施設にて行う。

＜ 給水基地一覧 ＞

地区	施設名称	容量 (m ³)	進入可能 給水車	緊急 遮断弁	緊急遮断弁作動条件及び注意
須 崎	城山配水池(南側)	10,000	3m ³ まで	○	地震 200gal 及び過流量 400m ³ /h 全閉 須崎保育園に要連絡（40-3930）
	城山配水池(北側)		制限なし	○	地震 200gal 及び過流量 600m ³ /h 全閉 高陵衛生社に要連絡（42-0723）
吾 桑	吾桑配水池 (簡水側)	1,000		○	地震 200gal 及び過流量 140m ³ /h 全閉
	吾桑配水池 (上水側)		制限なし	○	地震 200gal 及び過流量 120m ³ /h 全閉 エム・セテック社に要連絡（43-1177）
多ノ郷	東川内配水池	230	1m ³ まで	○	地震 200gal 及び過流量 140m ³ /h 全閉

給水基地の管理は水道課職員が行い、緊急遮断弁1次側の消火栓より飲料水送水用ホースにて給水車に充水を行うものとする。

(3) 応急給水拠点

応急給水拠点は、須崎市地域防災計画（地震・津波災害対策編）の指定避難所及び福祉避難所とする。
備考欄に、配置車両及び給水容器について示す。

< 指定避難所一覧 >

地 区	番号	1日当り 目標水量 (m^3)	施設名称	住所	受水槽 (m^3)	備 考 (配置車両及び給水容器)
上 分	指1	2.5	上分小中学校	上分甲90番1	—	無加圧式給水車① (1m^3)
	指2	1.0	上分公民館	上分丙344番地の2	—	無加圧式給水車② (1m^3)
	指3	0.5	笹野消防コミュニティーセンター	上分甲519番2	—	(拠点間を移動)
安 和	指4	1.5	安和小学校	安和206番地	6.0	無加圧式給水車③ (1m^3)
多ノ郷	指5	4.0	須崎総合高等学校 体育館及び食堂棟	多ノ郷甲4167番地3	14.7	仮設水槽 (1m^3)
	指6	0.5	妙見山交流会館	妙見町9番1号	—	無加圧式給水車④ (1m^3)
	指7	0.5	エム・セテック株式会社 高知工場	妙見町378	134.0	(拠点間を移動)
	指8	5.5	多ノ郷小学校	吾井郷乙1909番2	95.5	仮設水槽 (1m^3)
	指9	0.5	おひさま保育園	吾井郷乙1917番地1	8.0	仮設水槽 (1m^3)
南	指10	0.5	エム・セテック株式会社 高知第2工場	大谷1117番地1	240.0	無加圧式給水車⑤ (1m^3)
吾 桑	指11	4.5	朝ヶ丘中学校	吾井郷乙1818番地	24.0	仮設水槽 (1m^3)
	指12	1.0	吾桑公民館	吾井郷乙497番地1	—	無加圧式給水車⑥ (1m^3)
	指13	0.5	桑田山消防コミュニティーセンター	桑田山乙665番5	—	無加圧式給水車⑦ (1m^3)
	指14	2.0	吾桑小学校	吾井郷乙488番1	10.5	無加圧式給水車⑧ (1m^3)
浦ノ内	指15	7.0	須崎市立スポーツセンター よこなみアリーナ	浦ノ内東分2688番地	—	無加圧式給水車⑨ (1m^3)
	指16	1.5	浦ノ内小学校	浦ノ内東分2001番1	—	無加圧式給水車⑩ (1m^3)

< 福祉避難所一覧 >

地 区	番号	1日当り 目標水量 (m^3)	施設名称	住所	受水槽 (m^3)	備 考 (配置車両及び給水容器)
上 分	福1	0.5	須崎市老人デイサービスセンター「清流の家」	上分丙1758番地8	—	無加圧式給水車② (1m^3)
安 和	福2	0.5	デイサービスくりの木	安和1201番地54	16.0	無加圧式給水車③ (1m^3)
	福3	0.5	須崎市老人デイサービスセンターやまももの家	安和216番地1	4.0	無加圧式給水車③ (1m^3)
多ノ郷	福4	0.5	おひさま保育園	吾井郷乙1917番地1	8.0	指9の設備で対応
	福5	0.5	デイサービスどんぐりの里Ⅱ	吾井郷乙1909番3	14.6	仮設水槽 (1m^3)
吾 桑	福6	0.5	須崎市老人デイサービスセンター「ばんだ湯の香荘」	桑田山乙1173番1	6.0	無加圧式給水車⑦ (1m^3)
浦ノ内	福7	0.5	須崎市立スポーツセンター よこなみアリーナ	浦ノ内東分2688番地	—	指15の設備で対応
	福8	0.5	学校法人明德義塾中学・高等学校	浦ノ内下中山160番地	400.0	無加圧式給水車⑩ (1m^3)

(4) 応急給水方法

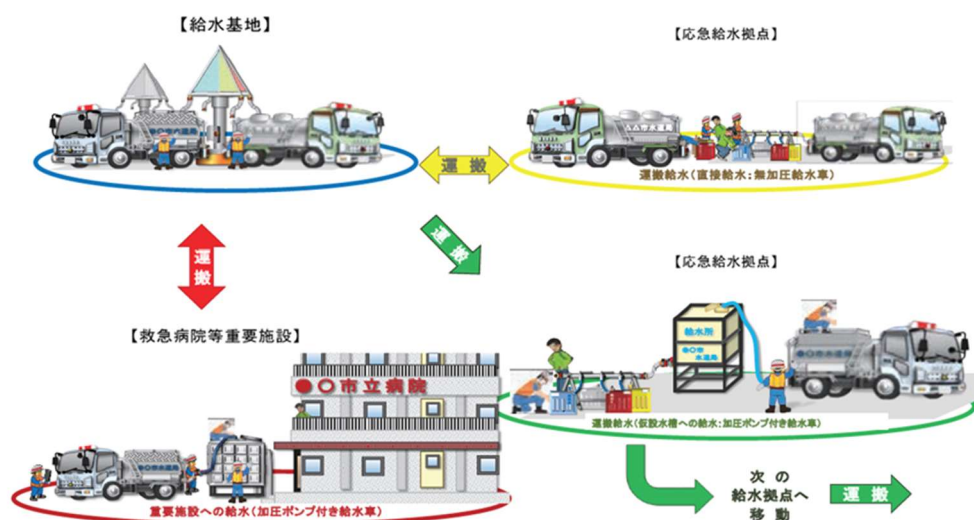
応急給水の方法を以下に記す。

< 応急給水方法 >

給水方法	内 容
拠点給水	応急給水拠点及び重要給水施設で、給水車又は仮設水槽に仮設水栓を設置し、ポリ容器や応急給水袋への給水を行う。
運搬給水	給水基地にて充水後、応急給水拠点及び重要給水施設の給水車、仮設水槽及び受水槽に運搬を行う。
配水管の消火栓等に仮設給水栓の設置	給水可能な配水本管・支管の消火栓等に仮設給水栓を設置し、ポリ容器や応急給水袋への給水を行う。
仮設管及び仮設給水栓の設置	復旧に長期間を要する断水地域は、状況に応じて仮設管及び仮設給水栓を設置し、応急給水を行う。

< 事業体別応急給水 >

給水方法	内 容
水道事業体	・拠点給水を行う。 ・運搬給水を行う。
陸上・航空自衛隊	・運搬給水を行う。
海上自衛隊・海上保安庁	・給水基地（給水船）として給水を行う。 ・拠点給水を行う。
輸送会社	・運搬給水を行う。
国土交通省 他地方公共団体 民間（輸送会社を除く）	・運搬給水を行う。
個人ボランティア	・拠点給水を行う。



< 応急給水の方法（概念図） >

「地震等緊急時対応の手引き（令和2年4月改定）日本水道協会 p71」より

2 応急復旧計画

応急復旧計画では、目標とする応急復旧期間を設定し、復旧に必要な体制や復旧方法を整理し、必要な復旧体制を確保できないことが想定される場合の対策を整理する。

(1) 応急復旧目標

応急復旧期間は、水道施設の被害の大きさとともに、被災者の不安感の軽減、生活の安定を考慮して設定する。

< 目標応急復旧期間 >

種 別	目標復旧日数
基幹管路 重要給水拠点管路	3 週間
上記以外の管路	80 日
基幹施設	3 週間
上記以外	80 日

(2) 応急復旧方法

須崎市地域防災計画において「上水道応急対策」として下記のような措置が定められており、水道 BCP においてもこれに基づき応急復旧を行う。

(1) 上水道応急対策

ア 全般

災害の発生状況に応じ、以下の対策等により、応急復旧工事等を迅速に実施し、飲料水及び生活水の確保に努めるものとする。

イ 対策等

(ア)被害状況による応急復旧対策

- 被害の全容を把握することに努め、災害の発生状況に応じ、送水を停止する等、必要な措置を講じるものとする。
- 応急拠点給水及び仮設配水管を布設し、応急給水を速やかに行うものとする。
- 幹線を優先し、主要な送配水管の順次復旧を図るものとする。
- 給水管の復旧は、避難施設、病院、学校、その他公共施設等から順次行うものとする。
- 応急復旧に必要な資機材を確保するものとする。
- 応急給水に必要な給水機器(浄水器)の完備及び給水車の確保に努めるものとする。

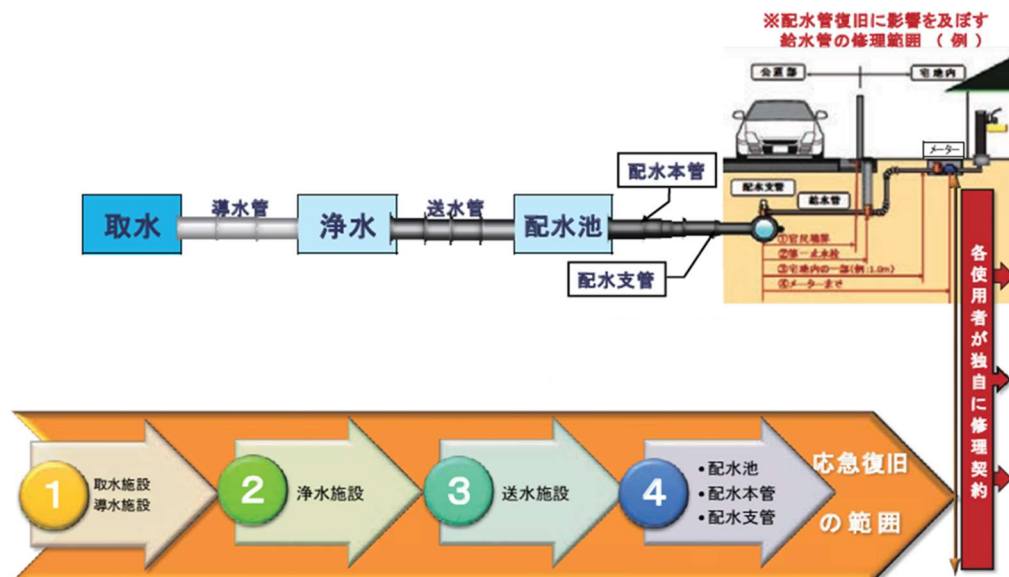
(イ)要員の確保等

- 応急復旧要員の確保を図るものとする。
- 迅速な工事を実施するため、事前に工事業者と復旧工事の協力に関する契約等を締結しておくものとする。

(ウ) 広報活動

水道施設の損壊等により、給水を停止する場合、又は断水の恐れがある場合は、住民に対して防災行政無線等により周知するものとする。

「須崎市地域防災計画(地震・津波災害対策編) 令和4年3月改訂 p73」より



< 応急復旧の手順(範囲) >

「地震等緊急時対応の手引き(令和2年4月改定) 日本水道協会 p104」より

なお、水道事業体の応急復旧の範囲はメーターまでとする。

第5章 事前対策

災害時の被害を低減し、事業継続及び早期復旧を図るため以下の対策を実施する。

1 水道施設及び管路の耐震化

大規模な地震が発生した場合でも、最低限の給水を継続するため、水道施設の耐震化は不可欠である。須崎市水道事業における施設及び管路の耐震化率、また停電対策済施設は以下のとおりである。

＜ 施設及び管路の耐震化率 ＞

区 分	耐震化率	備 考
取水施設	4.4%	
配水池	77.5%	
基幹管路	25.3%	

(令和4年3月31日現在)

施設については、耐震診断の結果を基に優先順位をつけて耐震化を進めていく。
管路については、毎年の布設替え時に耐震管を使用することで耐震化を図る。

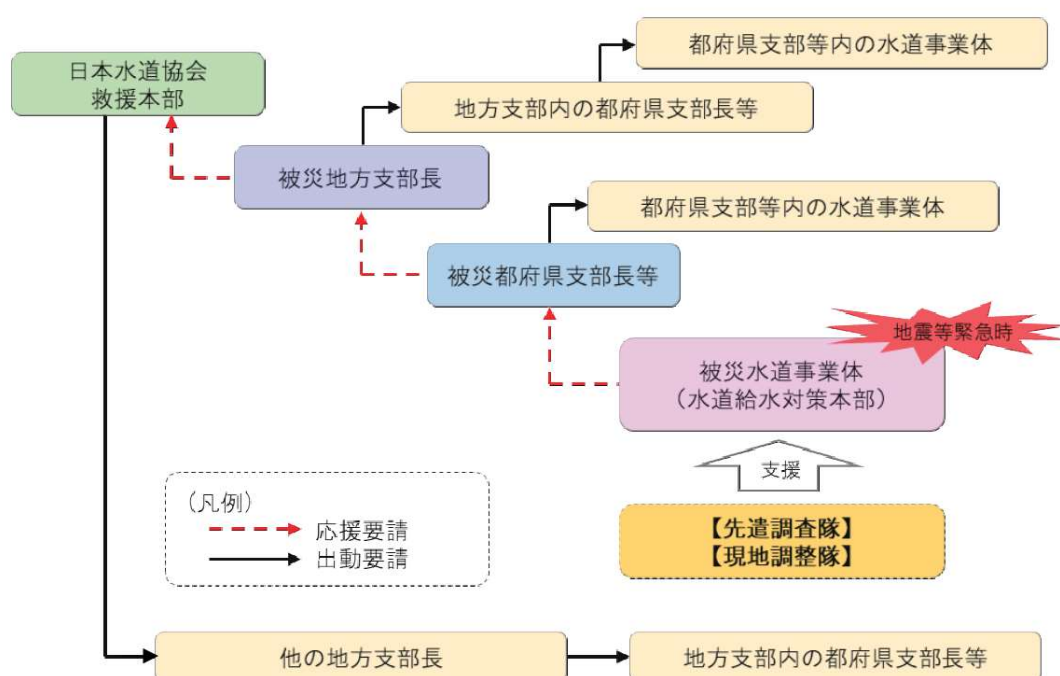
＜ 停電対策済施設一覧表 ＞

施設名	設 備	運転時間
新荘取水所	No.1 送水ポンプ (ディーゼル) 燃料消費率：約 20L/hr 燃料容量：350L (軽油)	17.5 時間
	No.2 送水ポンプ (ディーゼル) 燃料消費率：約 20L/hr 燃料容量：400L (重油)	20 時間
吾桑第1水源	発電機 45KVA 燃料消費率：13L/hr 容量：490L (軽油)	37.7 時間
落合水源	発電機 30KVA 燃料消費率：10.5L/hr 容量：390L (軽油)	37.1 時間
城ヶ浦中継ポンプ場	発電機 30KVA 燃料消費率：10L/hr 容量：490L (軽油)	49.0 時間
押岡中継ポンプ場	発電機 32.5KVA 燃料消費率：8.9L/hr 容量：390L (軽油)	43.8 時間
立目中継ポンプ場	発電機 22.5KVA 燃料消費率：6.5L/hr 容量：390L (軽油)	60.0 時間
水道課庁舎	発電機 20KVA 燃料消費率：8.4L/hr 容量：600L (軽油)	71.4 時間

(1) 応援要請

水道事業においても、非常時対応を水道課職員のみで実施することは困難であり、災害発生後は関係機関に対して、速やかに応援要請を行うことが必要である。

下記は、『地震等緊急時対応の手引き 日本水道協会』より引用した応援要請の流れである。



＜ 地震等緊急時における応援要請の流れ ＞

「地震等緊急時対応の手引き(令和2年4月改定)日本水道協会 p10」より

また、応援の要請は、地方支部及び都道府県支部等の枠組みによる要請を原則とし、書面により行う。

(2) 受援体制の整備

受援にあたっては、混乱のないよう、受援体制フローのとおり、対応を行う。

< 受援体制フロー >

担当係	総務係	総務係・工務係	
	(総 務)	(応急給水)	(応急復旧)
必要人数の把握	○災害状況の収集・整理	○各施設の被害状況を確認する ○関係機関との連絡による被害状況を確認する ○応急対応方針の決定 ⇒支援要請の内容（人数、資機材）を確保する	
支援要請及び 連絡調整	○支援要請及び連絡調整 ・高知県業務衛生課 ・日本水道協会高知県支部 ・協定を締結している協力団体		
受援に向けた準備	○支援部隊の人数、資機材等に関する連絡調整 ○支援部隊の活動拠点、待機場所及び執務スペースの確保 ○必要に応じて宿泊場所確保（高知県旅館ホテル生活衛生同業組合のHP参照）	○受援内容の決定 ○活動場所等必要資料の作成 ○必要な資機材の確認	
支援部隊の配置		○実務業務の確認 ○指揮命令系統の確認 ○給水場所案内図の配布	○実務業務の確認 ○指揮命令系統の確認 ○水道施設関係資料、案内図の配布
支援活動	○市民等外部からの問い合わせ苦情、要望、その他災害に関する情報収集	○給水車両による運搬給水	○配水管の点検、被害状況調査 ○配水管の復旧作業
支援活動の記録	○支援活動の記録の受理 ○関係機関へ支援状況を報告する ・増援の必要あり ⇒ 支援要請 ・水道班で対応可能など	○支援活動記録を作成し、総務班へ報告する ・支援要請先とその期間、受援内容 ・支援要請先への回答内容、日時 ・到着日時、人員、責任者氏名、連絡先 ・自立状況（食料、飲料水、宿泊施設） ・携行資機材の内容、数量、返却義務等の有無 ・作業活動実績記録（事故等の記録を含む）の整理	
支援活動の終了	○関係機関へ支援活動終了を報告する		

第6章 訓練・維持改善計画

1 教育・訓練等

(1) 教育

地震の基礎知識、地震被害想定、地域防災計画における市町村と水道事業の防災配備体制、各自の職務分担等について、地域防災計画や本計画等を教材として、研修会、講習会を開催し、職員の地震時における判断力の養成、防災上の知識および技術の向上を図る。

(2) 訓練等

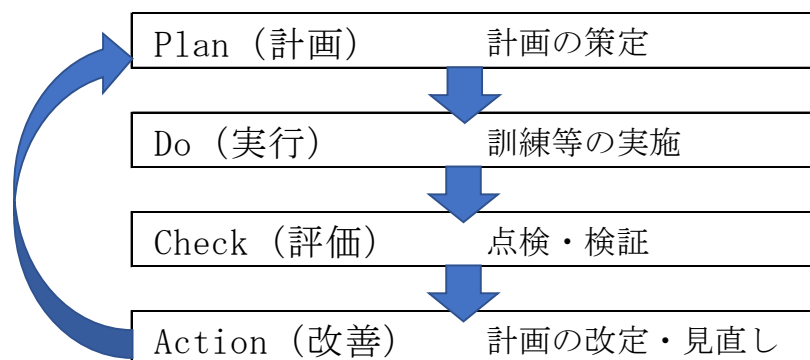
震災に対する訓練として、安否確認、水道施設の被害確認・緊急措置、応急給水や応急復旧の実施等について、各項目を組み合わせ年1回程度行うこととする。

< 訓練計画の概要 >

訓練名称	訓練内容	参加者 対象者	予定時期	実施場所	企画実施 部署
安否確認訓練	・職員は、携帯電話により安否を連絡 ・安否確認担当職員は、安否確認の回答をとりまとめる	全職員	毎年5月	水道課庁舎	総務係
避難訓練	・大規模地震を想定した避難訓練	全職員	毎年9月	水道課庁舎	総務係
水道施設の被害確認・緊急措置訓練	・施設、設備等の被害確認、緊急措置 ・管路の被害確認、緊急措置	工務係	毎年9月	各施設	工務係
応急給水訓練	・応急給水の実施	総務係 工務係	毎年9月	水道課庁舎	総務係
応急復旧訓練	・応急復旧工事の実施	工務係	毎年9月	水道課庁舎	工務係

2 維持改善計画

計画策定後も訓練の実施や必要資源の点検等により業務継続計画の実効性を高めていく。



< PDCAによるイメージ >

< 主な点検事項 >

点検項目	点検時期	点検実施部署	統括部署
人事異動、組織の変更による指揮命令系統、安否確認の登録情報に変更がないか。	年1回 (5月)	総務係	同左
関係先の人事異動により、電話番号やメールアドレスの変更がないか。	年1回 (5月)	総務係	〃
重要なデータや文書のバックアップを実施しているか。	年1回 (5月)	総務係	〃
策定根拠となる計画書を変更した場合、計画に関連する文書がすべて最新版に更新されているか。	年1回 (5月)	総務係	〃

< 責任者による総括的な点検項目 >

実施時期：毎年 5月頃

点検項目	点検実施者	統括部署
事前対策は、確実に実施されたか。また、過去1年間で実施した対策（水道施設の耐震化等）を踏まえ、水道BCPの見直しを行ったか。	水道技術管理者	同左
優先実施業務の追加や変更等で水道BCPの変更が必要ないか検討したか。	水道技術管理者	〃
訓練が年間を通して計画どおりに実施されたか。 また、訓練結果を踏まえた水道BCPの見直しを行ったか。	水道技術管理者	〃
来年度予算で取り上げる対策を検討したか。 また、実施未定の対策について、予算化を検討したか。	水道技術管理者	〃
非常用電源や非常用通信手段が問題なく使用できるか。	水道技術管理者	〃
水道BCP策定の根拠資料を変更した場合、関連する計画がすべて最新版に更新されているか。	水道技術管理者	〃